

愛知県障害者差別解消調整委員会会議録

平成30年11月12日（月）

愛知県障害者差別解消調整委員会

愛知県障害者差別解消調整委員会 会議録

1 日時

平成30年11月12日（月） 午前10時から午前11時まで

2 場所

愛知県女性総合センター（ウィルあいち） 3階 大会議室

3 出席者

石黒委員、浦田委員、追分委員、大沢委員、大竹委員、柏倉委員、河田委員、黒田委員、佐藤（賢）委員、佐藤（優）委員、下前委員、鷹羽委員、高柳委員、武田委員、谷口委員、手嶋委員、丹羽委員、藤田委員、三浦委員、百瀬委員、森本委員、渡辺（要）委員、渡辺（恭）委員

（事務局）

健康福祉部長 ほか

4 開会

事務局

定刻になりましたので、ただ今から愛知県障害者差別解消調整委員会を開催させていただきます。開催にあたりまして、愛知県健康福祉部長から御挨拶申し上げます。

5 部長挨拶

愛知県健康福祉部長の平田でございます。

「愛知県障害者差別解消調整委員会」の開催にあたり一言御挨拶申し上げます。このたびは、会議日程等の事前連絡が遅くなってしまったことを、まずもってお詫び申し上げます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中を御出席いただきましたことに深く感謝申し上げます。

また、日頃から本県の障害福祉施策の推進に格別の御理解と御協力をいただいておりますことに重ねて御礼申し上げます。

さて、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる障害者差別解消法）が施行され、また、本県独自に定めております「愛知県障害者差別解消推進条例」が全面施行されてから、本年4月1日で2年が経過いたしました。

この「愛知県障害者差別解消調整委員会」は、不当な差別的取扱いを受けた障害のある方及びその家族等から、知事に対して、事案の解決のために必要な、「助言」、「あっせん」、「指導」を行うよう求めがあった場合の判断にあたり、各分野の方々の専門的な御意見を伺う機関として、本県の条例に基づいて設置したものであります。

後ほど説明させていただきますが、障害者差別に関する相談件数が増加してまいりましたことを踏まえ、県議会で条例改正の議決をいただき、委員の定数を従来の「15名以内」から「30名以内」へと増員させていただきました。

本日は、条例改正後最初の会議でございます。

議題にありますとおり、委員会の運営に関する規定や部会の設置などについて御審議いただく予定でござ

ざいます。

委員の皆様には、対応が困難な事例への意見の答申など、大変重要な役割を担っていただき御負担をおかけすることになるかと存じますが、障害者差別解消の推進のため、何卒よろしくお願い申し上げます。

併せまして、会議の時間は限られておりますが、忌憚のない御意見をいただきますようお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

<定足数確認>

<傍聴及びホームページへの掲載についての報告>

<資料確認等>

<委員の紹介>

6 委員長選任

議題（１）調整委員会の運営について

ア 委員長の選任について

事務局

条例改正後初めての開催にあたり、改めて本委員会の委員長を選任していただきたいと存じます。

前委員長は、日本福祉大学社会福祉学部教授 柏倉委員に御就任いただいておりますが、引き続き柏倉委員に御留任いただくということでよろしいでしょうか。

(拍手による賛同)

事務局

それでは、柏倉委員に本委員会の委員長をお願いいたします。

この後の会議の進行につきましては、柏倉委員長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

7 会長挨拶

日本福祉大学の柏倉と申します。引き続き委員長ということでよろしく申し上げます。

議事次第に従いまして、議事を進行させていただきますが、本日の会議の終了時刻は11時を予定しておりますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

8 議事

柏倉委員長

それでは議事録の署名者の指名を行いたいと思います。運営要領の第7条第1項によりまして、委員長が議事録署名者を2名指名することになっておりますので、私の方から指名したいと存じます。

今回は、佐藤 優美子委員と三浦美智子委員にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。それでは、議題へ入らせていただきます。

議題（１）「調整委員会の運営について」でございますが、まず、イについて事務局から説明いた

だき、質疑は説明後に行いたいと思います。事務局よろしく申し上げます。

議題（１）調整委員会の運営について

イ 愛知県障害者差別解消調整委員会運営要領（案）について

資料１ 愛知県障害者差別解消調整委員会運営要領（案）

参考資料１ 愛知県障害者差別解消推進条例

参考資料２ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（抜粋）

参考資料３ 愛知県障害者差別解消調整委員会規則

説明 障害福祉課 加藤課長補佐

柏倉委員長

ありがとうございました。主として総合部会を新たに設けられることや部会定数の変更等が提案の主旨かと思えます。ただいまの説明につきまして御意見、御質問等がありましたらお願いしたいと思います。

（特になし）

柏倉委員長

よろしいでしょうか。それでは、「愛知県障害者差別解消調整委員会運営要領」につきまして、事務局案のとおり御承認いただけたということで進めさせていただきます。

柏倉委員長

続きまして、ウの「部会委員の指名及び部会長の選任について」へ移りたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

議題（１）調整委員会の運営について

ウ 部会委員の指名及び部会長の選任について（案）

資料２ 部会の設置について（案）

説明 障害福祉課 加藤課長補佐

柏倉委員長

部会に属する委員については、規則の第７条第２項によりまして、委員長が指名することとなっておりますので、ただいま説明のありました資料２にありますとおり指名させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

柏倉委員長

次に「部会長の選任」へまいります。

部会長の選任については、規則の第7条第3項によりまして、委員の互選によって定めることとなっておりますが、時間の都合もございますので、資料2のとおり提案いたしますがいかがでしょうか。

(異議等なし)

柏倉委員長

ありがとうございました。それでは、「部会長の選任」につきましては、資料2のとおりといたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、議題(1)につきましては、以上で終わらせていただき、議題の(2)「その他」へ移ってまいりたいと思います。

まずは、私から「障害者差別解消法施行後の現状と課題」ということで、事務局からこの間の動きについて少し説明しろと宿題をいただきましたので、資料の3をご覧ください。

議題(2) その他

ア 障害者差別解消法施行後の現状と課題

資料3 障害者差別解消法施行後の現状と課題

説明 柏倉委員長

柏倉委員長

ただいまの説明につきまして御意見や御質問等ございましたらよろしく願いしたいと思います。

(特になし)

柏倉委員長

ありがとうございました。それでは続きまして、事務局から「障害者差別に関する相談状況について」説明をお願いいたします。

議題(2) その他

イ 障害者差別に関する相談状況について

資料4 障害者差別に関する相談状況について

説明 障害福祉課 加藤課長補佐

柏倉委員長

ありがとうございました。ただいま説明のありました「障害者差別に関する相談状況について」につきまして御意見や御質問等ありましたらよろしく願いしたいと思います。

黒田委員

愛難聴の黒田と申します。よろしくお願いいたします。

今、事務局から、県に上がってきた相談事例について4件説明していただきましたが、実は資料3ページにあります事例4につきましては、黒田が地元の福祉課経由で県へ上げていただいたものです。

地元の福祉課に相談に行ったときに、「これは差別待遇だと思うのですが、ここで相談させていただいて対応していただいて解決した場合に、県へはこの事例が相談事例として上がらないのですか。」と聞きましたら、解決できてしまったものは県へ上げないこともありますと言ってみえましたので、それはいかなんと、こういうことがあるということは県へも上げていただきたいなと思ひまして、ぜひ県へ上げてくださいますとこちらからお願いしたんです。

言わないと上がっていかない事例があるということは、私の地元以外にもきっとたくさんあるのだろうなと思ひました。ですから資料に件数が上がってきていますが、これはやはり氷山の一角と言ひますか、ほんの一例と言ひますか、実際には埋もれている事例というものがものすごくたくさんあると思ひます。ただ上がってこないだけで。ですから、そういうものを掘り起こしてきちんと把握するということが条例に則した対応ではないかと思ひますので、そういう方面に関してもこの会議で言及していく必要があるのではないかと思ひます。以上でございます。

柏倉委員長

御意見ありがとうございました。各自治体における相談事例を県として集約していくのか、あるいは集約できているのかといった質問も兼ねてということだと思ひます。このあたりいかがでしょうか。

障害福祉課 加藤課長補佐

事例の収集ですけれども、困難な事例はもちろんでございますが、好事例についても集めさせていただいております。今回、北名古屋市から事例を上げていただくのに黒田委員から働きかけを行っていただいたということでございますけれども、県としまして、積極的に掘り起こし等させていただきたいと思ひますので御理解いただきたいと思ひます。よろしくお願いいたします。

大沢委員

今の黒田委員の発言とも関わりがあるのですが、一般的にですが、こうやって事例が出てきますけれども、それは個別的な事例になりますね。特性も違うと思ひます。ただ、似たような事例が他にもたくさん出てくる可能性もある。現にあるかもしれません。そういう意味で、県で集約した事例については各関係の地方自治体にお知らせをして、情報の共有をするような努力をしてもらうことが大事ではないかと思ひます。そうすると、それに学びながらよく対応してみると、障害のある方の問題を他のところでも取り上げてほしいということが出てくる可能性があります。ですからまたそれを共有するという、要するに情報共有をシステム化してほしいと思ひます。

柏倉委員長

ありがとうございました。委員長ではあります、私からも少し意見なのですが、全国の大学で障害のある学生が起こした紛争事例を日本学生支援機構というところがデータベース化しまして、今、私はそのデータベースの分析をやっております。大沢先生がおっしゃったように、好事例とかいろいろな事例がございます。どのように他の自治体では対応しているのかということや学んでいきながら底上げをしていくという側面もございますので、個人情報等もございませぬけれども各自治体の担当者が情報にアクセスでき

るような形で学んでいくというか、お互いに良い方向で各事例の解決の仕方を共有していくということも今後あっていいのかなと私も感じましたので付け加えさせていただきます。

石黒委員

これも医療事故と同じで、陰に隠れたインシデント、つまり先ほど話題になりました、対応して事無きを得たという事例があります。このインシデントの事例を共有することによって本当のアクシデントが防げます。これは非常に重要なことだと思います。ですから対応してうまくいったから報告しないではなくて、それを集めて発信することによって対応の道筋ができる。更にもう一つ、先ほどおっしゃったように、データベース化することによって類型事例で何が一番問題となるか、システマティックな解析が可能になります。ぜひともそういうことを考えて進めていただきたいと思います。総合部会でそういった取り組みも支援する必要があります。

柏倉委員長

ありがとうございました。それでは他に御意見、御質問等はございませんでしょうか。

佐藤（賢）委員

特別支援教育推進連盟の佐藤と申します。ちょっと教えていただきたい。この委員会が発足したときに教育に関する問題の中の、たとえば小中学校で起きているような合理的配慮については、ここでは取り扱わないと私が理解したのは間違いだったのかなということ、でもこの事例の中では、ナンバー2に特別支援学校の事例が出てきているので、教育、学校で起きていることはこの委員会で扱うのかどうか、特別支援教育課に問い合わせたところでは、小中学校で起きているような合理的配慮がなされていないような事例は市町村の教育支援委員会で取り扱って、その後、どんどん上がってきたら県の教育支援委員会まで上がってくるというようなことをお聞きしたのですが、この内容、柏倉先生に一回目に質問したときに取り扱わないようなことを言われたので、どうなのかという確認をしたいなと思ひまして、よろしくお願ひしたいと思います。

柏倉委員長

事務局の方でよろしいでしょうか。

障害福祉課 植羅課長

御質問いただきありがとうございました。障害福祉課長の植羅と申します。いつも大変お世話になっております。当委員会が発足いたしましたのが平成28年でございますが、この委員会の対象となりますのがいわゆる民間の事業者が障害のある方に対して行われた差別的取り扱い、そちらについて知事に対して助言、あつせん、指導を求められたときに、当委員会で御審議いただく、事例によりまして当委員会全体での御審議いただくというのは時間的にもなかなか難しいということもございまして先ほど申し上げました部会、これまでは4部会、本日から5つの部会というもので御審議をたまわるといふこととございまして。

先ほど御紹介させていただきましたのは、あくまでもこれまで県の方で受けさせていただいた相談事例ということとございまして、この相談事例はすでに解決済みと申しますか、障害のある方やその御家族の方から先ほど申し上げた知事に対して助言、あつせん、指導を求めるといふものではなかったものでございまして。そういった事例を今回は紹介させていただいたということとございまして、この審議会、各部会で御審議いただく内容についてはあくまでも民間の事業者の方が行った差別的取り扱いということとご

ございますので、もし、先ほどおっしゃられた県立の学校で発生したようなものについては、当審議会にお諮りするということがございませんので、その取り扱いについては変わっていないということで御理解いただきたいと思います。

佐藤（賢）委員

そのように理解しておりますが、この事例の中で持ってきておりますので、はたと思ったわけで、了解をしております。

柏倉委員長

ただ、国の説明にもありますが、障害者差別解消法というのは各自治体が条例等でより手厚く充実させていくこともどんどんやってくれというのも内閣府が言っているところで、各市町村レベルでのチャンネルもあっていいし、県レベルでのチャンネルもあっていいので、ここは一切やらないとかそういうことではなくていろいろなところに対応していくということなので、行政上の仕切りとは別にお考えいただいた方がいいのかなと思います。

森本委員

愛知県聴覚障害者協会の森本と申します。資料4の障害者差別に関する相談状況についての件数なんですけれども、全体で47件と載っていますがこの数字は少ないと思います。障害のある方への相談の担当をしていますが、どこに相談したらいいかわからないという方がたくさんいらっしゃいます。差別を受けたときにどこに相談したらいいかわからない、まだ曖昧な方もいらっしゃいます。もっとこの窓口で相談していけばいいということを啓発してほしいと思います。私からの意見です。

障害福祉課 加藤課長補佐

障害福祉課 加藤です。御意見ありがとうございます。条例や法律の関係の周知と啓発等につきましては、現在も行っているところではございますが、今後とも引き続き広く理解促進のための情報の啓発、周知等を行ってまいりたいと思いますので御理解いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

森本委員

条例等の周知はもちろんで、すでにいろいろなところに周知していらっしゃると思いますが、どこに相談していいかわからないという方が多かったので意見を述べさせていただきました。

柏倉委員長

この件につきましては、名古屋市は調整センターを設置していて窓口を明確に、連絡先も載っているのですが、県レベルで問い合わせるところはパンフレット等で示したりとかはあるのでしょうか。

障害福祉課 加藤課長補佐

申し訳ございません。障害福祉課 加藤です。郵送で送らせていただいたパンフレットがございまして、こちらにも啓発資料のひとつでございます。県の相談窓口についてはこちらの最後のページにございまして、すべての相談窓口で障害者差別相談につきましてもお受けしているような状況でございます。またこちらの方も広く皆様に届くように啓発に努めてまいりたいと思いますのでお願いいたします。

柏倉委員長

ありがとうございました。窓口等については記載されているということですが、周知がもうひとつというところもあるようなので、今後そのあたりの周知もお願いしたいというところでもよろしいでしょうか。

柏倉委員長

ありがとうございました。それでは、予定されていた時間、あと3分というところにまいりました。本日の委員会、皆様の御協力によりまして滞りなく進行させていただきました。ありがとうございます。これもちまして終了したいと思います。最後に事務局の方、よろしくお願ひいたします。

9 閉会

事務局

本日はお忙しい中、会議に御出席いただき、御審議いただきましてありがとうございました。

今後につきましては、事案がある場合に、適宜、部会を開催することとなります。その場合は、まずは事務局から委員長に相談させていただき、開催する部会を決定いたしまして、該当する委員に開催の御連絡をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。それでは本日の会議をこれにて終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

以上で、愛知県障害者差別解消調整委員会を終了した。

署名人 _____ 印

署名人 _____ 印